

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を(二)に公布する。

平成二十一年十二月十八日

◎佐賀県条例第五十六号

佐賀県知事 古川 康

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第九号の三ト中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に、「とるべき」を「講すべき」に、「口及びハの許可」を「ニからトまでに掲げる事務」に改め、同号中トをルとし、同号ヘ中「第八十三条」を「第五十条」に、「ニまでの許可」を「チまで、ル及びヲに掲げる事務」に改め、同号中ヘをヌとし、同号ホ中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「ニまでの許可」を「チまで、ル及びヲに掲げる事務」に改め、同号中ホをリとし、同号ニ中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号中ニをチとし、チの前に次のように加える。

ト 法第五条第四項の規定により、農地（面積が一ヘクタール以下のものに限る。）又は採草放牧地に係る権利の取得の協議を行うこと（二以上の市町の区域にまたがるもの除く。）。

第二条の表第九号の三中ハをヘとし、ヘの前に次のように加える。

ホ 法第四条第五項の規定により、農地（面積が一ヘクタール以下のものに限る。）を農地以外のものにすることの協議を行うこと（二以上の市町の区域にまたがるもの除く。）。

第二条の表第九号の三中ロをニとし、イの後に次のように加える。

ハ 法第三条の二第二項の規定により、許可を取り消すこと。  
第二条の表第九号の三に次のように加える。

ヲ 法第五十一条第三項の規定により、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

ワ 法第五十一条第五項の規定により、原状回復等の措置に要した費用を一部を徴収すること。

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(市町等が処理する事務の範囲等)		改 正 後	(市町等が処理する事務の範囲等)	改 正 前
事務		市町又は広域 連合	事務	市町又は広域 連合
一〇九の二 略	九の三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるものイ 略	佐賀市	一〇九の二 略	九の三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるものイ 略
口 法第三条の二第一項の規定により、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。	ハ 法第三条の二第二項の規定により、許可を取り消すこと。	二 略	口 法第五条第四項の規定により、農地（面積が二ヘクタール以下のものに限る。）又は採草放牧地に係る権利の取得の協議を行うこと（二以上の市町の区域にまたがるもの除外）。	ト 法第五条第四項の規定により、農地（面積が二ヘクタール以下のものに限る。）又は採草放牧地に係る権利の取得の協議を行うこと（二以上の市町の区域にまたがるもの除外）。
チ 法第十八条第一項の規定により、農地又は採草放牧地に係る貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は貸借の更新をしない旨の通知をするとの許可をすること。	ニ 法第二十条第一項の規定により、農地又は採草放牧地に係る貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は貸借の更新をしない旨の通知をするとの許可をすること。	ハ 略	リ 法第四十九条第一項の規定により、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること（いかから二まで、ル及びヲに掲げる事務に係るものに限る。）。	ト 法第八十三条の二の規定により、許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正すため必要な措置を講ずべきこと
ヌ 法第五十条の規定により、報告を徴すること（イから二まで、ル及びヲに掲げる事務に係るものに限る。）。	ヘ 法第八十三条の規定により、報告を徴すこと（イから二までの許可に係るものに限る。）。		ヘ 法第八十三条の規定により、報告を徴すこと（イから二までの許可に係るものに限る。）。	
ル 法第五十一条第一項の規定により、許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正すため必要な措置を講ずべきこと				

改正後	九の四(二十八)略

を命ずること（ニからトまでに掲げる事務に係るものに限る）。ヲ法第五十一条第三項の規定により、自ら原状回復等の措置の全部又は一部を講ずること。

ワ法第五十一条第五項の規定により、原状回復等の措置に要した費用を徴収すること。

を命ずること（口及びハの許可に係るものに限る）。